

「災害共済給付制度」医療費の請求手続きについて

横須賀市立学校では、児童生徒の学校管理下での負傷や疾病に備え、医療費に対する給付金を受けることができるよう、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入しています。

つきましては、下記のとおり医療費の請求手続きをお願いします。

学校でのけがは、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象になりますので、災害共済給付制度のご利用をお願いします。) 小児医療証などの医療費助成は市が財政負担しています。市の財政負担軽減のため、窓口での医療費のお支払いについて、保護者の皆様のご理解ご協力をお願いします。

1 医療機関への書類の提出

お子さんが学校管理下でのけがなどで治療を受けるときは、学校から災害共済給付の請求手続きに必要な書類を受け取って、医院・病院・薬局などの医療機関の窓口へ提出してください。医療機関による証明後、書類を受け取り、学校に提出してください。

なお、医療費に対する給付金を請求できるのは、健康保険の適用範囲内で、初診から治癒までの間の医療機関での医療費総額が5,000円(3割の自己負担額が1,500円)以上の場合になります。

※「特定療養費」や「文書料」など健康保険適用外のものは対象になりません。
交通事故も対象になりません。

2 医療費のお支払いについて

医療費は、医療証(福祉医療証、小児医療証、障害者医療費受給者証)を利用せず、窓口で保険診療の自己負担金(医療費総額の3割)をお支払いください。

3 学校への書類の提出

医療機関から書類を受け取り、学校に提出してください。

<主な書類>

- 医院、病院「医療等の状況」
- 薬局「調剤報酬明細書」

＜留意事項＞

- ① 診療月ごとに証明が必要になります。継続して受診する場合は、学校から用紙を受け取ってください。
- ② 上記以外で、保険診療に係るものがあれば、学校へお知らせください。
- ③ 書類を持参してもその場で書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

4 学校に書類を提出した後

学校は、提出された書類を教育委員会に提出します。

教育委員会はこれらを取りまとめ、毎月、日本スポーツ振興センターに給付金を請求します。日本スポーツ振興センターで審査し、決定された給付金は、学校を通じて、お支払いします。給付金額は、医療費総額の4割の金額です。

なお、お支払いは、通常、給付金の請求から2～3ヶ月後になります。

5 給付金の消滅時効について

給付を受ける権利は、受診した次の月から2年間日本スポーツ振興センターに請求を行わなかった場合、消滅時効により給付が受けられなくなります。速やかな手続きをお願いします。

6 給付金の請求学校について

災害時の在籍校で手続きをします。その後、転校、卒業、進学等がある場合は、新しい学校へ引継ぎします。

7 他の給付金について

学校管理下でのけがなどが治った後に残った後遺障害については障害見舞金、歯牙の欠損については歯牙欠損見舞金、学校の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡・突然死については死亡見舞金などが支給されます。

※ ご不明な点は、教育委員会保健体育課へお問い合わせください。

(事務担当は、横須賀市教育委員会保健体育課学校保健係
TEL046-822-8486)